

令和6年度 第1回大和市入札監視委員会 会議要旨

1. 日 時 令和6年8月27日（火） 10時00分～11時20分
2. 場 所 大和市役所 本庁舎 第6会議室
3. 出席状況 委 員 3名
事務局長 6名
4. 会議次第
 - 1 委員長あいさつ
 - 2 議題
 - (1) 入札状況について（報告）
 - (2) 入札参加停止業者について（報告）
 - (3) 抽出事案の審議について
・別紙一覧表のとおり
 - 3 答申について
 - 4 その他

【会議内容】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 入札状況について（報告）
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明。
 - (2) 入札参加停止業者について（報告）
現在の入札参加停止業者の内容について説明。
 - (3) 抽出事案の審議について

1. スポーツセンター第一・第二武道場排煙・換気窓開閉装置 更新工事（その1）

【抽出理由】

特殊性があるとは思えない工事であるが、入札業者が1者しかない。理由を確認したい。

【回答】

大和スポーツセンター体育会館に設置されている排煙・換気窓開閉装置のうち、経年劣化により開閉に不具合が生じていた3階の第一武道場及び4階の第二武道場の更新工事となります。

1回目の入札において、応札者がおらず不調となりました。工事にあたり、施工日が施設の利用予定が無い日に限定されることから、業者が他に抱えている手持ち工事の状況等により応札に至らなかったものと推察しております。

当該装置は建築基準法上の点検で指摘されていることから入札参加条件を広げ、入札参加対象となる業者を拡大し、2回目となります本件の入札に臨みましたところ、条件を広げたことにより対象となった当該業者の応札があり、落札したものです。

【質疑】

委員： 特になし。

2. 令和5年度污水管築造工事（南林間地区）第1工区

【抽出理由】

特殊性があるとは思えない工事であるが、入札業者が1者しかない。理由を確認したい。

【回答】

本工事は、現在行われております福田相模原線の拡幅工事に先行して、歩道予定地内に敷設する予定の污水管を既設管に接続するため、接続用の配管を設置するものです。

施工方法は、既設管が地下5mにあることから、地表面から当該管まで掘り進めていく開削工法ではなく、推進機により掘り進めていく推進工法を採用しております。特殊な推進工法は施工できる業者は限られており、施工できる下請業者を確保する必要があったことに加え、本工事は、道路拡幅工事に伴う水道等、他企業との工程の調整の結果、急遽施工する必要が生じたことから発注が2月となり、年度末の繁忙期が施工期間となった為、各業者が他に抱えている工事の状況等も影響したものと分析しております。

【質疑】

委員：工事の特殊性について、補足願いたい。

事務局：下水管の布設については、大きく工法が2つあります。地表を削り比較的浅い場所に管を設置する開削工法と、地面下の比較的深い場所を特殊機材で掘り進む推進工法です。推進工法に用いる資機材を自社で備えている事業者は少なく、当該工事を自前で実施できる事業者は、市内に多くはないと聞いておりました。本件は、工種の特殊性、関係機関との調整、発注時期、といった要素が重なった結果、入札参加者が限られたものと考えております。

3. 令和5年度中部浄化センター流入渠改良工事（その1）

【抽出理由】

落札業者がいずれも同じ価格を入札し、くじになっているようですが、最低制限価格はどのように決定されているのか確認したい。

【回答】

中部浄化センターにおける今後の維持管理や更新工事に資するため、当該浄化センターへ繋がる2本の幹線（中央1号、遮集1号）に、バイパス管を設けることで、流入する下水を片方の幹線に集約できるようにするための工事となります。

本案件のような土木工事の設計は、神奈川県単価や歩掛が工事内容ごとに公表されているほか、見積りによる材料費等、市独自に採用した単価についても入札時に公開しています。そのため、個々の金額を積み上げて積算した場合、積算能力が高ければ市の設計額を正確に算定できるものと考えています。

また、最低制限価格は、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しております。

【質疑】

委員：最低制限価格は、工事価格の全体に対して、率を乗じるのか。

事務局：工事費の内訳は、直接工事費、共通仮設費、など、幾つかの目的別経費に分割することができます。本市が採用している国の標準モデル、「中央公契連モデル」は、これらの目的別経費毎に一定の率を乗じ、その合計額を品質確保の最低ラインとするものです。本市では、この各経費に乗じる率について、予めホームページで公表をしております。

4. 新型コロナウイルスワクチン接種予診票PDF化業務委託（単価契約）

【抽出理由】

PDF化事業について、随意契約にしなければならない理由を詳しく伺いたい。

【回答】

新型コロナウイルスワクチン接種において、1人当たりの接種回数の増加や接種対象年齢の拡大に比例し、接種後に医療機関等から本市に届けられる予診票の数が膨大となり、その保管場所の確保が困難となりました。

本事業は、接種後の予診票精査業務を委託している業者に対し、予診票精査と同時にそのPDFデータの作成を委託することで、問題の解決を図るものです。

本契約は、令和5年4月以前に予診票精査が完了していた予診票のうち、その保管場所が確保できないものについて、予診票PDFデータの作成業務を委託するものです。業者選定にあたり、競争入札に付して他業者に決定した場合は、本契約に係る委託分のみ他業者の検索機能を使用することとなり煩雑となり、正確な業務遂行に影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、入札に付することが不利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を採用しました。

【質疑】

委員：PDF化と聞いて、単純な複写作業であれば他社で安価に実施できるものと想像したが、作業の一連性や、当該業者の業務範囲を聞くと、理由は妥当であることが理解できた。

事務局：当該事業者は、本市の集団接種開始当初から予診票審査業務を担っています。本市において、紙資料を保管できるスペースに物理的な限界があることから、本業務を実施した経緯があります。

5. 令和6年度バス運行業務委託（単価契約・債務負担行為）

【抽出理由】

どのように設計額を算出したのか、確認したい。

【回答】

本業務は、主に市役所全体の事業に係る、次の催し等でのバスによる運行業務を行うものです。

- ・大人数での視察、研修等の移動
- ・小学校移動水泳教室、宿泊移動教室
- ・保育園遠足 ・ 駅伝大会

設計金額については、前年度の予算編成時に徴収した参考見積書及び、入札の概ね2か月前に再度複数者から徴収した参考見積書を参考として算出しています。

なお、国土交通省からは運賃・料金額の下限額が公示されており、事業者より提出された見積額が、下限額以上であることの確認も行っています。

【質疑】

委員 : 特になし。

6. 令和6年度中学校移動水泳指導に係るバス送迎委託（債務負担行為）

【抽出理由】

どのように設計金額を算出したのか、確認したい。

【回答】

本業務は、自校でプールを利用できない中学校の生徒に対して、水泳授業を受けられるよう、貸切バスにより学校から引地台温水プールまで送迎するものです。

設計金額は、前年度の予算編成時に徴収した参考見積書及び、入札の概ね2か月前に再度複数者から徴収した参考見積書を参考として算出しています。

【質疑】

委員 : 特になし。

7. エレベーター設備保守点検業務委託

【抽出理由】

エレベーターの保守点検業務について、随意契約で落札率100%となっている。予定価格の適正さを確保するために、どのような手段をとっているのか確認したい。

【回答】

本業務は、本庁舎のエレベーター設備3基、及びやまと防災パーク防災備蓄倉庫の昇降機について、建築基準法第12条点検と同様の法定点検を定期的に行うとともに、遠隔診断装置等による遠隔点検・監視も実施し、不具合が発生した場合やその兆候を発見した場合に、即座に適切な処置を実施する設備保守委託となります。

エレベーターの保守点検は、製造メーカーごとに仕様が異なる設備であることから、トラブルや故障発生時において責任範囲が不明確になることを避けるため、設備の細部にわたり熟知している設置業者やその関連会社が、責任をもって一貫して保守することが適切であり、随意契約6号として整理しています。

随意契約の相手方は、製造メーカー固有の技術及び専門知識を有し、機器の構造・仕様及び性能等に精通しているため、他者との見積合せは適しておりません。また、当該業者からの見積金額は、過去3年間の同様の保守点検時と比べ大きな金額の差異がないため、予定価格は適正であると判断しております。

なお、エレベーターの保守は、事故防止のために計画的に部品交換等を行う目的上、実施内容が事前に決まっていることもあり、参考見積の金額と同等の契約額となっています。

【質疑】

委員：コンピューター関連のソフトウェアと同様、一度整備した事業者に対して、保守は随意契約で発注し続けなければならない事情は判った。こうしたケースで、事業者の見積価格の妥当性はどうか判断しているのか。

事務局：見積の妥当性については、慎重に検証を行っています。随意契約とは言え、保守の内容について丁寧にヒアリングを実施し、必要な作業について、漏れなく計画化しています。金額の妥当性については、施工メーカーの得意・不得意の分野があり一概には言えませんが、例えば他メーカーの同様の保守金額と比較するなど、可能な限り、中立な立場で検証しています。

8. やまと防災パーク防災備蓄倉庫昇降機保守点検業務委託

【抽出理由】

エレベーターの保守点検業務について、随意契約で落札率100%となっている。予定価格の適正さを確保するためにどのような手段をとっているのか確認したい。

【回答】

本業務の保守対象となるエレベーターは、災害発生時の物資運搬だけでなく、平時においても物資の入替等に利用しており、作動不能に陥るトラブル等を未然に防ぎ、その機能を十分に発揮させるために、保守点検作業を適切に実施しています。

エレベーターの保守点検は、製造メーカーごとに仕様が異なる設備であることから、トラブルや故障発生時において責任範囲が不明確になることを避けるため、設備の細部にわたり熟知している設置業者やその関連会社が、責任をもって一貫して保守することが適切であり、随意契約6号として整理しています。

随意契約の相手方は、製造メーカー固有の技術及び専門知識を有し、機器の構造・仕様及び性能等に精通しているため、他者との見積合せは適しておりません。また、当該業者からの見積金額は、過去3年間の同様の保守点検時と比べ大きな金額の差異がないため、予定価格は適正であると判断しております。

なお、エレベーターの保守は、事故防止のために計画的に部品交換等を行う目的上、実施内容が事前に決まっていることもあり、参考見積の金額と同等の契約額となっています。

【質疑】

委員：コンピューター・ソフトウェアと同様、製造メーカー又はその指定店・特約店に対して保守を随意契約しているケースでは、事業者の見積価格の妥当性をどのように判断しているのか。

事務局：見積の妥当性については、保守の内容について丁寧にヒアリングを実施し、必要な作業について、漏れなく計画化ながら、慎重に検証しています。金額の比較については、昇降機のメーカー毎に仕様が異なるため一概には判断できませんが、例えば、同規模の他者仕様の場合と費用を比較するなど、可能な限り、中立な立場で検証しています。

9. 産業医派遣（健康管理）委託（単価契約）

【抽出理由】

随意契約の選定理由として、「同一の勤務医が業務にあたる」ことの有用性が挙げられている。特に医師は、人材の流動性が高い職種と思われ、同一の医師ではなくとも、カルテ等の引継ぎによってもその目的を達成し得るものと思われる。むしろ、目的を達成できないのであれば、業務の引継ぎを行うことのできる体制を整えるべきとも思うが、市は何故、随意契約を採用しているのか確認したい。

【回答】

本業務は、労働安全衛生法第13条、労働安全衛生規則第14条に基づいて、次の職員の健康管理業務を行うものです。

- ・健康診断等の結果に基づく職員の健康保持のための措置に関すること
- ・長時間労働者及び高ストレス者への面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
- ・不調者の復職・就業制限・経過観察や受診の要否の判断
- ・持病・障がいに関する相談

産業医への相談は、医療の立場からだけではなく職場環境や家庭生活などを把握したうえで職員への指導、助言が必要であり、その内容は複雑多岐となります。そのような中、産業医変更の際は、文書などの記録だけでの引継ぎでは不十分であると考えます。

本業務は、産業医相談等を複数回重ねることできめ細かな対応に繋がるため、産業医が変更し、その度に新たな医師に過去の相談状況等を事細かに説明するとした場合、補助する保健師等の負担が増加や、相談職員においても病状や経緯等を改めて説明する必要が生じ、相当な負担が生じると考えられます。

こうした事情を勘案し、産業医を指定できる契約形態を採用しています。

【質疑】

委員：当該医師の評判、採用効果はいかがか。

事務局：良い医師が継続して配置されており、きめ細やかな対応がなされています。

10. 令和6年度大和市立保育所における看護師の人材派遣委託 (その1・単価契約)

【抽出理由】

入札に付する時間がなく随意契約を行った案件である。緊急性を具体的に確認したい。

【回答】

本業務は、大和市立保育所における看護業務及びそれに付帯する下記業務を履行します。

- (1) 派遣先における児童及び職員等への応急処置業務
- (2) 医師の指示書に基づく投薬、経管栄養の注入、喀痰の吸引
- (3) 児童の健康診断において、健康診断票及び歯科検診票への記入
- (4) 乳児クラスでの保育業務全般（保育士の補助）
- (5) 障がい児童や医療的ケア児等への介助・支援
- (6) 業務日報の提出（処置件数、引継ぎ事項、特記等）
- (7) 地域育児センター事業において、児童についての健康相談の対応
- (8) 他園での緊急時のサポート
- (9) その他上記に付随する業務

※児童の病気、けがの状況により、救急車の手配や医療機関への付き添い等を行う。

公立保育所では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律で、保育所は医療的ケア児やその家族に対して最大限配慮した支援を行う責務が示されていることや、医療的ケアを要しなくとも、障がいのある園児が在園し専門知識を要する看護師の配置が必要となっています。安全な保育のためには年度を跨いだ4月1日以降も切れ目のない支援が必要となりますが、人材派遣では人材を確保して派遣するまでに一定の準備期間（約2ヶ月程度）を要するため、4月に契約を行った場合は、すぐに人材を派遣することは困難となります。

そのため、毎年4～6月は前年度落札業者と随意契約を行い、この間に、7月からの契約に向けた競争入札を実施しております。

【質疑】

委員 : 入札のための繋ぎの契約ということであれば、特になし。

1 1. 令和6年度大和市立保育所における保育師の人材派遣 委託（その1・単価契約）

【抽出理由】

入札に付する時間がなく随意契約を行った案件である。緊急性を具体的に確認したい。

【回答】

本業務は、大和市立保育所における保育業務及びそれに付帯する下記業務を履行します。

- (1) クラスの担任として、子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援を行う。
 - ① 子どもの基本的な生活習慣の自立に向けた援助
 - ② 保育日誌および保護者との連絡帳の記入
- (2) 充実保育士として、固定のクラスを担当するのではなく、必要に応じて施設長から指示されたクラスで保育にあたる。
 - ① 上記の（1）で規定した内容と同内容の業務
 - ② 園の行事（運動会、お楽しみ会、卒園式、七夕・ひなまつりなどの季節の行事）の運営に関する業務
- (3) 地域育児センター事業の補助業務
- (4) 時間外保育及び延長保育の業務
- (5) その他、上記に類する業務

昨今、全国的な保育士不足があり、公立保育園においても、正職職員に加えて任期付職員や臨時的任用職員の保育士確保が難しい状況にあります。そのような中でも、適切な保育施設の運営や待機児童が生ずることのないよう受け入れ体制を整備する必要があるため、欠員対応として、人材派遣を導入しています。安全な保育のためには年度を跨いだ4月1日以降も継続的な保育士確保が必要ですが、人材派遣では人材を確保して派遣するまでに一定の準備期間（約2ヶ月程度）を要するため、4月に契約を行った場合は、すぐに人材を派遣することは困難となります。

そのため、毎年4～6月は前年度落札業者と随意契約を行い、この間に、7月からの契約に向けた競争入札を実施しております。

【質疑】

委員：入札のための繋ぎの契約ということであれば、特になし。

1 2. 学校給食用牛乳パック収集運搬業務委託（単価契約）

【抽出理由】

一般競争入札かつ入札金額にバラつきがある中で、当該業者が対設計100%で落札している。設計額の算出方法について確認したい。

【回答】

本業務は、学校給食で使用した紙製廃棄物（牛乳パック）について、単独調理校8校及び共同調理場3場から、発注者が指定する処理施設へ再生利用するため、原則として週2回午後収集運搬を行うものです。

設計金額については、複数者から参考見積を徴収し適正に算出・採用しています。前年度の落札業者が再度落札しているため、業務内容を熟知しており、また、収集運搬エリアにおいて他の回収場所を巡回しているなど、参加他社と比べてコスト面で有利であったものと分析しています。

【質疑】

委員：当該業者の有利性について、補足説明願いたい。

事務局：当該事業者は、事業所の資源回収を行うスポット契約とは別に、本市において、市民向けの資源の行政回収を受託している事業者であり、日々、市域をくまなく巡回している組合組織です。常に、市内を巡回していることから、定点巡回を行ううえでは、他者と比較して有利であると考えられます。

1 3. 令和6年度紙資源収集運搬委託（単価契約）

【抽出理由】

一般競争入札かつ入札金額にバラつきがある中で、当該業者が対設計100%で落札している。設計額の算出方法についてお聞きしたい。

【回答】

学校から出される紙資源を有効活用するために、収集運搬を行うものです。

設計金額については、複数者から参考見積を徴収し適正に算出・採用しています。前年度の落札業者が再度落札しているため、業務内容を熟知しており、また、収集運搬エリアにおいて他の回収場所を巡回しているなど、参加他社と比べてコスト面で有利であったものと分析しています。

【質疑】

委員：当該業者の有利性について、補足説明願いたい。

事務局：当該事業者は、事業所の資源回収を行うスポット契約とは別に、本市において、市民向けの資源の行政回収を受託している事業者であり、日々、市域をくまなく巡回している組合組織です。常に、市内を巡回していることから、定点巡回を行ううえでは、他者と比較して有利であると考えられます。

14. 水質分析委託

【抽出理由】

落札金額に対して、入札した7者のうち5者の入札金額が乖離している。入札公告時の仕様書の内容に誤解が生じたなど、何か特段の事情があったのか確認したい。

【回答】

当該委託は、環境管理センターの排水について、下水道法等に規定された規制基準値を遵守しているか確認するとともに、排水処理施設の運転状況等の把握を目的として実施しています。公告した契約内容（仕様書）では、採取場所及び分析項目を明記しており、分析方法についても下水道法施行規則等各関係法令に基づき行うこととしていることから誤解を招く内容ではありません。

【質疑】

委員：仕様書で分析場所や内容を明記しているのであれば、問題ないと思われる。

-
- 15. デジタル複写機賃貸借（単価契約・長期継続契約）
 - 16. 会計課デジタル複合機賃貸借（単価契約・長期継続契約）
 - 17. 大和市保健福祉センター等電子複写機賃貸借（単価契約・長期継続契約）
-

【抽出理由】

複写機もしくは複合機の賃貸借であり、何れも同じ業者が落札している。競合他社の入札がなかったが、何か事情があるのか確認したい。

【回答】

本業務は、議会事務局、会計課、保健福祉センター等における複写機及び複合機を、次のとおり賃貸借するものです。

- ・議会事務局及び会計課に各1台、5年間の長期継続契約を締結します。
- ・保健福祉センター5台（こども部2台含む）、保健福祉センター別館2台、市役所本庁舎1台（健康福祉部介護保険課）の計8台、3年間の長期継続契約を締結します。

【会計課及び健康福祉部事業主管課分の9台について】

- ・2案件について、前回と同じ事業者が落札したものです。
- ・事務に必要な複写機の機能や想定使用数量等を記載した仕様書を作成するとともに、複数の業者から参考見積書を徴取し、競争性を確保しています。

【議会事務局主管課分の1台について】

- ・前回業者、(株)N o. 1 事業戦略室から代わり、上記業者が落札したものです。
- ・事務に必要な複合機の機能や想定使用数量等を記載した仕様書を作成するとともに、複数の業者から参考見積書を徴取し、競争性を確保しています。

当該落札者の視点からは、他の2案件と同時期、且つ同じ発注元から複数の契約を取得できれば、メンテナンス作業等において経費削減が図れるため、企業努力が講じられた結果であると分析しています。

【質疑】

委員：メンテナンス作業で経費削減が図れるとは、具体的にどういうことか。

事務局：企業努力を講じて、同一現場に集中的にサービスを導入することで、一度のメンテナンス訪問で、同時にメンテナンスが可能となるなど、主に人件費等が削減できると考えられます。

18. ごみ探偵団が行く！

19. みんな笑顔で介護保険 ほか1品目

【抽出理由】

書籍の選定方法について、確認したい。

【回答】

(ごみ探偵団が行く)

本書籍は、環境授業の一環として、市内小学4年生が環境管理センターの施設見学をする際に配布するごみ啓発用冊子であり、ごみ処理についての理解を深め、ごみの減量化、資源化意識の啓発を図るために配付をするため、購入しています。

(みんな笑顔で介護保険ほか)

市民の介護保険制度への理解を深めるため、各種パンフレットの作成・配布により、制度の趣旨や仕組みを広く周知しています。各冊子は、本市の施策や施設の状況に一致した既製品をベースに、各市町村の状況を踏まえた部分校正が可能であることから選定しており、販売元が1者に限定されることから、随意契約を採用したものです。

【質疑】

委員：採用の判断が主観的になっていないか。

事務局：書籍の選定に際しては、同種の書籍を調査研究し、客観性を持った採用判断を行っています。

- 3 答申について
事務局から、答申について事務連絡。
- 4 その他
事務局から、次回の日程等について案内を行った。

以上

令和6年8月27日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市長入札監視委員会
委員長 櫛笥 正



「入札等事務の運用状況等（令和6年1月1日から4月30日契約分）」
について（答申）

令和6年8月27日付で、大和市長入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和6年1月1日から4月30日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。

その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その中で、書籍購入における随意契約について述べます。書籍の採用理由について、「市が最も適切であると判断した書籍の販売元が1者であった」ことから、随意契約2号を採用した案件がありました。「見易い」、「理解し易い」といった判断は客観性に欠く場合があることを念頭に、十分に精査されるべきです。書籍の購入事務が、前例踏襲や安易な手続きとならないように、発注の都度、十分な検証を行ってください。

引き続き、入札等事務の適正な運営、及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。